

令和 7 年 第 2 回 8 月定例会

## 酒田地区広域行政組合議会会議録

酒田地区広域行政組合

# 目 次

## 令和7年酒田地区広域行政組合議会

### 第2回 8月定例会

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 出欠席議員氏名                                 | 1  |
| 説明のため出席した者                              | 1  |
| 酒田地区広域行政組合職員出席者                         | 1  |
| 議事日程                                    | 2  |
| 本日の会議に付した事件                             | 2  |
| 開 会                                     | 2  |
| 開 議                                     | 3  |
| 会議録署名議員の指名                              | 3  |
| 会期の決定                                   | 3  |
| 報第1号 令和6年度酒田地区広域行政組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について |    |
| 外6件上程                                   | 3  |
| 管理者提案理由説明                               | 4  |
| 監査委員の審査意見説明                             | 5  |
| 報第1号 令和6年度酒田地区広域行政組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について | 15 |
| 報第2号 令和6年度酒田地区広域行政組合会計継続費精算報告について       | 18 |
| 認第1号 令和6年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算の認定について       | 21 |
| 補足説明                                    | 25 |
| 質 疑                                     | 27 |
| 討 論                                     | 30 |
| 採 決                                     | 30 |
| 議第6号 令和7年度酒田地区広域行政組合会計補正予算（第1号）外1件      | 30 |
| 補足説明                                    | 36 |
| 質 疑                                     | 37 |
| 討 論                                     | 37 |
| 採 決                                     | 37 |
| 議第8号 酒田地区広域行政組合が処理する廃棄物の処分に関する条例の一部改正につ |    |
| いて                                      | 38 |
| 補足説明                                    | 40 |
| 質 疑                                     | 40 |
| 討 論                                     | 45 |
| 採 決                                     | 46 |
| 議第9号 請負契約の締結について（汚泥再生処理センター建設工事）        | 46 |

|      |       |    |
|------|-------|----|
| 補足説明 | ..... | 48 |
| 質 疑  | ..... | 48 |
| 討 論  | ..... | 48 |
| 採 決  | ..... | 48 |
| 閉 会  | ..... | 49 |
| 署 名  | ..... | 50 |

令和 7 年 8 月定例会  
(8月28日)

## 酒田地区広域行政組合議会会議録

( 第 2 回 )

令和7年第2回定例会

令和7年8月28日（木）午後2時30分 開会

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

◎ 出 欠 席 議 員 氏 名

田 中 齊 議長

武 田 恵 子 副議長

出席議員（15名）

|                |                |                |
|----------------|----------------|----------------|
| 1番 進 藤 晃 議員    | 2番 那 須 正 幸 議員  | 3番 田 中 齊 議員    |
| 4番 石 川 武 利 議員  | 5番 佐 藤 俊太郎 議員  | 6番 市 原 栄 子 議員  |
| 7番 齋 藤 美 昭 議員  | 8番 上 野 幸 美 議員  | 9番 工 藤 範 子 議員  |
| 10番 武 田 恵 子 議員 | 11番 伊 藤 欣 哉 議員 | 12番 市 村 浩 一 議員 |
| 13番 田 中 廣 議員   | 14番 後 藤 啓 議員   | 15番 安 藤 浩 夫 議員 |

欠席議員（なし）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

◎ 説 明 の た め 出 席 し た 者

|                         |         |                       |         |
|-------------------------|---------|-----------------------|---------|
| 管 理 者 酒 田 市 長           | 矢 口 明 子 | 副 管 理 者 庄 内 町 長       | 富 樫 透   |
| 副 管 理 者 遊 佐 町 長         | 松 永 裕 美 | 会 計 管 理 者             | 釧 持 ゆ き |
| 監 査 委 員                 | 大 石 薫   | 事 務 局 長 兼 管 理 課 長     | 齋 藤 康 一 |
| 管 理 課 施 設 主 幹           | 五十嵐 與 一 | 消 防 長                 | 粕 谷 博 志 |
| 消 防 次 長 兼 消 防 署 長       | 白 旗 博 幸 | 消 防 次 長 兼 総 務 警 防 課 長 | 茂 木 修   |
| 総 務 警 防 課 警 防 主 幹       | 庄 司 秀 樹 | 予 防 課 長               | 佐 藤 良 也 |
| 救 急 課 長                 | 高 野 善 孝 | 通 信 指 令 課 長           | 佐 藤 清 志 |
| 消 防 副 署 長 兼 消 防 第 一 課 長 | 柿 崎 雅 人 | 消 防 第 一 主 幹           | 村 上 浩 通 |
| 消 防 第 二 主 幹             | 山 崎 尚 史 | 監 査 書 記               | 永 森 文 子 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

◎酒田地区広域行政組合職員出席者

|             |         |              |         |
|-------------|---------|--------------|---------|
| 管理課長補佐兼管理係長 | 佐 藤 徹   | 管理課施設主査兼施設係長 | 土 門 明 幸 |
| 管理課管理係専門員   | 阿 蘇 久 泰 | 総務警防課長補佐     | 佐 藤 勝   |

総務警防課総務主査 本 間 真友美 総務警防課総務係長 荘 司 光  
総務警防課総務係主任 日下部 宏 弥 総務警防課総務係専門員 日下部 進

~~~~~  
◎ 議 事 日 程

議事日程第1号

令和7年8月28日（木） 午後2時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名  
第 2 会期の決定  
第 3 報第 1号 令和6年度酒田地区広域行政組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
第 4 報第 2号 令和6年度酒田地区広域行政組合会計継続費精算報告について  
第 5 認第 1号 令和6年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算の認定について  
第 6 議第 6号 令和7年度酒田地区広域行政組合会計補正予算（第1号）  
第 7 議第 7号 令和7年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金の変更について  
第 8 議第 8号 酒田地区広域行政組合が処理する廃棄物の処分に関する条例の一部改正について  
第 9 議第 9号 請負契約の締結について（汚泥再生処理センター建設工事）

~~~~~  
◎ 本日の会議に付した事件

（議事日程のとおり）

~~~~~  
◎ 開 会

○田中 斉議長 ただいまから、令和7年第2回酒田地区広域行政組合議会8月定例会を開会いたします。

（午後2時30分 開 会）

◎ 開

議

○田中 斉議長 本日は全員出席です。直ちに本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております議事日程第1号によって議事を進めます。

この際、お諮りいたします。

報道機関より、令和7年度における写真撮影、録音等の申出がございます。申出のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 斉議長 ご異議なしと認めます。よって、報道機関に令和7年度における写真撮影、録音等を許可することに決しました。

~~~~~

◎ 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○田中 斉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、14番、後藤啓議員、15番、安藤浩夫議員、1番、進藤晃議員の3名を指名いたします。

~~~~~

◎ 会 期 の 決 定

○田中 斉議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 斉議長 ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~

◎ 報第1号 令和6年度酒田地区広域行政組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について外6件上程

○田中 斉議長 日程第3、報第1号 令和6年度酒田地区広域行政組合会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第9、議第9号 請負契約の締結について（汚泥再生処理センター建設工事）までの議案7件を一括上程の上、議題といたします。

~~~~~

## ◎ 管理者提案理由説明

○田中 斉議長 提案者の説明を求めます。

管理者、酒田市長。

（管理者 矢口明子酒田市長 登壇）

○管理者 矢口明子酒田市長 ただいま上程になりました議案の概要についてご説明申し上げます。

報第1号については、令和6年度予算において繰越明許費を設定した汚泥再生処理センター整備事業について296万4,169円を令和7年度に繰り越したことから、地方自治法施行令の規定により報告をするものであります。

報第2号については、令和5年度から6年度までの継続費を設定した汚泥再生処理センター整備事業費（生活環境影響調査）について、継続年度が終了したことから、地方自治法施行令の規定により精算報告をするものであります。

認第1号については、歳入決算額37億7,452万4,000円、歳出決算額36億8,261万8,000円で、差引額9,190万6,000円の黒字となりました。実質収支については8,894万2,000円の黒字となっております。

前年度決算との比較では、歳入で8.8%、歳出で8.9%の増となっており、その主な要因は、人件費の増、ごみ処理施設委託料の増、最終処分場及び次期最終処分場整備事業の実施、高規格救急自動車の購入、ごみ焼却施設及び消防庁舎に係る起債の元金償還開始による公債費の増などであります。

衛生費では、汚泥再生処理センター整備に向けた生活環境影響調査や事業者募集を実施したほか、最終処分場の堤体整備、次期最終処分場整備に向けた用地取得などを行いました。各施設においては定期整備や維持補修を行うなど、適切かつ効率的な廃棄物処理業務及び施設の維持管理に努めました。また、令和6年7月に発生した大雨災害の対応として、災害廃棄物の仮置場を設置し処理を行ったほか、被災した最終処分場の復旧工事を実施しました。

ごみの処理量は前年度に比べ増加、し尿の処理量は前年度に比べ減少しております。

次に、消防費では、防火衣及び業務用パソコンの更新を実施したほか、酒田救急ワークステーション及び余目分署の高規格救急自動車の更新などを行いました。また、救急救命士及び指導救命士の養成など救急体制の充実により、地域住民の安全・安心の向上を図りました。

加えて、令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した山林火災に緊急消防援助隊として出動し、延べ



19日間にわたり援助活動を行いました。

火災件数は41件で、前年度に比べ14件の増、救急件数は6,262件で、184件の減となっております。

議第6号については、令和7年度予算を8,955万3,000円増額し、予算総額を40億8,588万4,000円とするものであります。

このたびの補正は、令和6年度決算に伴い総務費を増額するほか、衛生費を増額、消防費を減額する内容となります。

歳出では、分賦金の精算還付金の増額のほか、ごみ処理施設のPOSレジシステム購入費の計上、消防車両の修繕料の増額、広報自動車購入費の減額など、歳入では、清掃費分担金と消防費分担金を増額、消防費建設負担金を減額、繰越金を増額しております。

また、令和7年度に購入を予定しておりました広報車自動車について、納期が令和8年度となることから、新たに債務負担行為を設定するものであります。

議第7号については、令和7年度補正予算（第1号）に基づき、令和7年度の分賦金を61万2,000円増額し、総額を36億4,172万7,000円に変更するものであります。

議第8号については、酒田地区広域行政組合が処理する廃棄物の処分に関する条例について、一般廃棄物の処理に要する費用負担の適正化に伴い、手数料の額を改定する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議第9号については、汚泥再生処理センター建設工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

~~~~~

## ◎ 監査委員の審査意見説明

○田中 斉議長 次に、認第1号 令和6年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算の認定について、監査委員の審査意見の説明を求めます。

監査委員。

（大石 薫監査委員 登壇）

酒広組監発第10号  
令和7年8月5日

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢口明子様

酒田地区広域行政組合

監査委員 大石 薫

監査委員 石川 武利

令和6年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和6年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算及び関係書類について審査をしたので、別紙のとおり意見を提出します。

## 令和6年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算審査意見

### 第1 審査の対象

令和6年度 酒田地区広域行政組合歳入歳出決算  
令和6年度 酒田地区広域行政組合歳入歳出決算事項別明細書  
令和6年度 実質収支に関する調書  
令和6年度 財産に関する調書

### 第2 審査の期間

令和7年6月25日から令和7年8月5日まで

### 第3 審査の方法

決算の審査は、令和7年6月25日付けをもって管理者から審査に付された令和6年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、法令に従って処理されているか、計数が正確であるか、予算の執行が適正であるかについて、関係書類と照合するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

### 第4 審査の結果

審査に付された令和6年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算及びその他政令で定める書類は、関係法令に準拠して作成されている。計数も会計帳簿、証書類等と照合した結果は、正確であると認められた。

なお、予算の執行状況は、おおむね適正であると認められた。

## 第5 審査の概要

### 1 歳入歳出

予算現額 37 億 7,128 万 3 千円に対する決算額は、

歳入 37 億 7,452 万 4 千円

歳出 36 億 8,261 万 8 千円

で、歳入歳出差引額 9,190 万 6 千円になる。この中には翌年度へ繰り越すべき財源として 296 万 4 千円が含まれている。これを差し引いた実質収支額は 8,894 万 2 千円となっている。

#### (1) 歳入

当年度の歳入の決算額は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

| 区 分      | 令和5年度     | 令和6年度     | 対前年度比較  |       |
|----------|-----------|-----------|---------|-------|
|          |           |           | 増減額     | 増減率   |
| 分担金及び負担金 | 3,024,139 | 3,308,080 | 283,941 | 9.4   |
| 使用料及び手数料 | 215,289   | 213,322   | △1,966  | △0.9  |
| 国庫支出金    | 7,633     | 26,493    | 18,860  | 247.1 |
| 財産収入     | 112,035   | 117,426   | 5,390   | 4.8   |
| 繰越金      | 81,929    | 85,520    | 3,591   | 4.4   |
| 諸収入      | 26,690    | 23,683    | △3,006  | △11.3 |
| 組合債      | -         | -         | -       | -     |
| 合 計      | 3,467,715 | 3,774,524 | 306,809 | 8.8   |

(単位 千円)

| 区 分   | 予算現額      | 調定額       | 収入済額      | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|
| 令和6年度 | 3,771,283 | 3,774,524 | 3,774,524 | 0     | 0     |
| 令和5年度 | 3,453,813 | 3,467,715 | 3,467,715 | 0     | 0     |
| 比較増減  | 317,470   | 306,809   | 306,809   | 0     | 0     |

決算額は、予算現額 37 億 7,128 万 3 千円に対し、収入済額 37 億 7,452 万 4 千円（対予算比 100.1%、対調定比 100.0%）である。

収入済額は、前年度に比べ 3 億 680 万 9 千円（8.8%）増加している。

増加した主な要因は、使用料及び手数料がごみ処理手数料の減により 196 万 6 千円（0.9%）減となったものの、財産収入が有価物売払収入の増により 539 万円（4.8%）、分担金及び負担金が消防費分担金 1 億 7,134 万 3 千円（9.1%）、清掃費分担金 5,595 万 9 千円（5.1%）増により 2 億 8,394 万 1 千円（9.4%）増となったためである。

収入済額の主なものは、分担金及び負担金 33 億 808 万円、使用料及び手数料 2 億 1,332 万 2 千円、財産収入 1 億 1,742 万 6 千円である。

(2) 歳出

当年度の歳出の決算額は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

| 区 分   | 令和5年度     | 令和6年度     | 対前年度比較  |       |
|-------|-----------|-----------|---------|-------|
|       |           |           | 増減額     | 増減率   |
| 議 会 費 | 545       | 479       | △66     | △12.1 |
| 総 務 費 | 114,308   | 119,623   | 5,314   | 4.6   |
| 衛 生 費 | 1,323,460 | 1,392,193 | 68,734  | 5.2   |
| 消 防 費 | 1,796,690 | 1,922,113 | 125,423 | 7.0   |
| 公 債 費 | 147,192   | 248,210   | 101,018 | 68.6  |
| 予 備 費 | 0         | 0         | 0       | —     |
| 合 計   | 3,382,195 | 3,682,618 | 300,423 | 8.9   |

(単位 千円)

| 区 分   | 予算現額      | 支出済額      | 翌年度繰越額 | 不用額    |
|-------|-----------|-----------|--------|--------|
| 令和6年度 | 3,771,283 | 3,682,618 | 2,964  | 85,700 |
| 令和5年度 | 3,453,813 | 3,382,195 | 0      | 71,618 |
| 比較増減  | 317,470   | 300,423   | 皆増     | 14,082 |

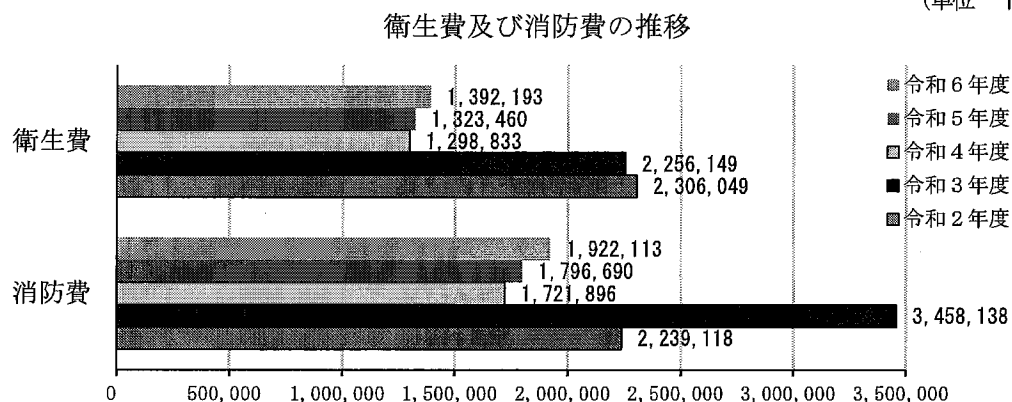
決算額は、予算現額37億7,128万3千円に対し、支出済額36億8,261万8千円(執行率97.6%)である。

支出済額は、前年度に比べ3億42万3千円(8.9%)増加している。

増加した主な要因は、公債費がごみ焼却施設改良事業や消防庁舎整備事業の償還金の増により1億101万8千円(68.6%)、消防費が人件費の増により1億2,542万3千円(7.0%)、衛生費が委託料の増により6,873万4千円(5.2%)増となったためである。

支出済額の主なものは、衛生費13億9,219万3千円、消防費19億2,211万3千円である。

(単位 千円)



歳出の決算額を性質別に区分すると、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

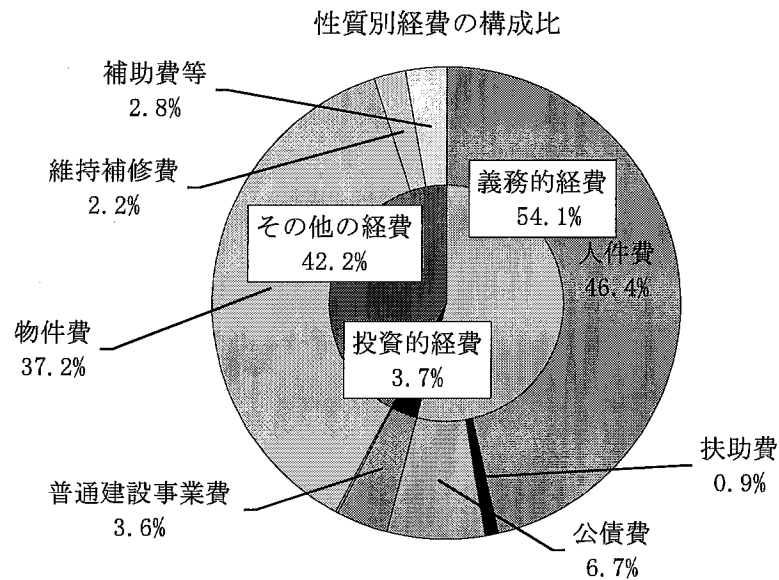
| 経費区分   |         | 令和5年度     |       | 令和6年度     |       | 対前年度比較  |         |
|--------|---------|-----------|-------|-----------|-------|---------|---------|
|        |         | 決算額       | 構成比   | 決算額       | 構成比   | 増減額     | 増減率     |
| 義務的経費  | 人件費     | 1,611,279 | 47.6  | 1,707,990 | 46.4  | 96,711  | 6.0     |
|        | 扶助費     | 24,815    | 0.7   | 34,455    | 0.9   | 9,640   | 38.8    |
|        | 公債費     | 147,192   | 4.4   | 248,210   | 6.7   | 101,018 | 68.6    |
|        | 計       | 1,783,286 | 52.7  | 1,990,655 | 54.1  | 207,369 | 11.6    |
| 投資的経費  | 普通建設事業費 | 57,077    | 1.7   | 131,482   | 3.6   | 74,405  | 130.4   |
|        | 災害復旧事業費 | 519       | 0.0   | 6,227     | 0.2   | 5,708   | 1,099.8 |
|        | 計       | 57,596    | 1.7   | 137,709   | 3.7   | 80,113  | 139.1   |
| その他の経費 | 物件費     | 1,342,876 | 39.7  | 1,369,633 | 37.2  | 26,757  | 2.0     |
|        | 維持補修費   | 98,360    | 2.9   | 79,665    | 2.2   | △18,695 | △19.0   |
|        | 補助費等    | 100,077   | 3.0   | 104,956   | 2.8   | 4,879   | 4.9     |
|        | 計       | 1,541,313 | 45.6  | 1,554,254 | 42.2  | 12,941  | 0.8     |
| 合 計    |         | 3,382,195 | 100.0 | 3,682,618 | 100.0 | 300,423 | 8.9     |

義務的経費は19億9,065万5千円で、前年度に比べ2億736万9千円(11.6%)増加している。増加した主な要因は、公債費が1億101万8千円(68.6%)、人件費が9,671万1千円(6.0%)増となったためである。

投資的経費は1億3,770万9千円で、前年度に比べ8,011万3千円(139.1%)増加している。増加した主な要因は、普通建設事業費が高規格救急自動車整備などにより増となったためである。

その他の経費は15億5,425万4千円で、前年度に比べ1,294万1千円(0.8%)増加している。増加した主な要因は、維持補修費がし尿処理施設定期整備工事費の減により1,869万5千円(19.0%)減となったものの、物件費がごみ処理施設委託料の増などにより2,675万7千円(2.0%)増、補助費等が487万9千円(4.9%)増となったためである。

令和6年度の性質別経費の構成比は、次のとおりである。



起債の現在高は、次表のとおりである。

事業別借入残高の状況

(単位 千円)

| 事業名    | 令和5年度末<br>現在高 | 令和6年度<br>借入額 | 令和6年度<br>償還額 | 令和6年度末<br>現在高 |
|--------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| ごみ処理施設 | 1,728,322     | 0            | 107,997      | 1,620,325     |
| 最終処分場  | 24,858        | 0            | 3,247        | 21,611        |
| 消防施設   | 2,151,095     | 0            | 125,491      | 2,025,604     |
| 合 計    | 3,904,275     | 0            | 236,735      | 3,667,540     |

## 2 実質収支に関する調査

(単位 千円)

| 区 分          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 歳 入 総 額      | 3,774,524 |
| 歳 出 総 額      | 3,682,618 |
| 歳入歳出差引額      | 91,906    |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 | 2,964     |
| 実 質 収 支 額    | 88,942    |

歳入総額37億7,452万4千円、歳出総額36億8,261万8千円であり、歳入歳出差引額は9,190万6千円となっている。この額から、翌年度へ繰り越すべき財源296万4千円を差し引いた実質収支額は8,894万2千円となっている。翌年度へ繰り越すべき財源の内訳は、繰越明許費繰越額296万4千円である。

### 3 財産に関する調書

当年度末における現在高は、次のとおりである。

#### (1) 公有財産（土地及び建物）

(単位 m<sup>2</sup>)

| 区 分    | 前年度末現在高    | 決算年度中増減高  |   | 決算年度末現在高   |
|--------|------------|-----------|---|------------|
|        |            | 増         | 減 |            |
| (行政財産) |            |           |   |            |
| 土 地    | 161,437.43 | 12,274.12 | 0 | 173,711.55 |
| 建 物    | 29,156.55  | 0         | 0 | 29,156.55  |
| (普通財産) |            |           |   |            |
| 土 地    | 1,928.00   | 0         | 0 | 1,928.00   |

土地の増 12,274.12 m<sup>2</sup>は、最終処分場用地として取得したものである。

#### (2) 物品（重要物品 自動車、取得額・評価額が1件につき100万円以上の備品）

| 区 分                 | 前年度末現在高 | 決算年度中増減高 |     | 決算年度末現在高 |
|---------------------|---------|----------|-----|----------|
|                     |         | 増        | 減   |          |
| 小 型 特 殊 車           | 1 台     | 0        | 0   | 1 台      |
| 小 型 乗 用 車           | 1 台     | 0        | 0   | 1 台      |
| 普 通 特 殊 車           | 1 台     | 0        | 0   | 1 台      |
| 普 通 貨 物 車           | 3 台     | 0        | 0   | 3 台      |
| 大 型 特 殊 車           | 5 台     | 1 台      | 0   | 6 台      |
| ラ ジ コ ン 草 刈 機       | —       | 1 台      | 0   | 1 台      |
| 広 報 自 動 車           | 13 台    | 0        | 2 台 | 11 台     |
| 消 防 ポ ンプ 自 動 車      | 11 台    | 0        | 0   | 11 台     |
| 特 殊 消 防 自 動 車       | 7 台     | 0        | 0   | 7 台      |
| は し ご 付 消 防 自 動 車   | 1 台     | 0        | 0   | 1 台      |
| 救 急 自 動 車           | 12 台    | 2 台      | 1 台 | 13 台     |
| 高 機 能 指 令 装 置       | 1 式     | 0        | 0   | 1 式      |
| 消 防 救 急 デジタル無線装置    | 1 式     | 0        | 0   | 1 式      |
| 無 線 機 (可 搬 型)       | 5 台     | 0        | 0   | 5 台      |
| 無 線 機 (車 載 型)       | 52 台    | 0        | 0   | 52 台     |
| 無 線 機 (卓 上 固 定 型)   | 2 台     | 0        | 0   | 2 台      |
| 消 防 O A 管 理 シ ス テ ム | 1 式     | 0        | 0   | 1 式      |
| 小 型 動 力 ポ ンプ        | 1 台     | 0        | 0   | 1 台      |
| ホ ー ス 洗 浄 器         | 1 台     | 0        | 0   | 1 台      |
| ホ ー ス リ ング 取 付 器    | 1 台     | 0        | 0   | 1 台      |
| 高 圧 空 気 充 て ん 器     | 1 台     | 0        | 0   | 1 台      |



|            |     |    |    |     |
|------------|-----|----|----|-----|
| エアーテント     | 1式  | 0  | 0  | 1式  |
| 小型油圧式救助器具  | 1台  | 0  | 0  | 1台  |
| ゴムボート      | 1台  | 0  | 0  | 1台  |
| 水上バイク      | 1台  | 0  | 0  | 1台  |
| 投光器        | 11台 | 0  | 0  | 11台 |
| 三連梯子       | 11台 | 0  | 0  | 11台 |
| 半自動体外式除細動器 | 12台 | 2台 | 2台 | 12台 |
| 生体情報モニター   | 12台 | 2台 | 2台 | 12台 |
| 自動人工呼吸器    | 2台  | 0  | 0  | 2台  |
| 12誘導心電計    | 10台 | 0  | 0  | 10台 |
| 油圧切断機      | 3台  | 0  | 0  | 3台  |
| 夜間用暗視装置    | 1台  | 0  | 0  | 1台  |
| 簡易画像探索機    | 1台  | 0  | 0  | 1台  |
| 油圧スプレッダー   | 2台  | 0  | 0  | 2台  |
| 油圧ジャッキ     | 2台  | 0  | 0  | 2台  |
| 空気式救助マット   | 1台  | 0  | 0  | 1台  |
| マット型空気ジャッキ | 1台  | 0  | 0  | 1台  |
| 二酸化炭素探査装置  | 1台  | 0  | 0  | 1台  |
| 救急訓練用ダミー   | 2体  | 0  | 0  | 2体  |
| 集密書架       | 1台  | 0  | 0  | 1台  |
| 公会計システム    | 1台  | 0  | 0  | 1台  |
| Wi-Fi機器    | —   | 1式 | 0  | 1式  |

自動車は、購入により救急自動車が2台、大型特殊車が1台増となっているが、売払いにより広報自動車2台と救急自動車1台が減となっている。売払収入は3台で151万4千円である。また、自動車の更新に伴い半自動体外式除細動器と生体情報モニターが、それぞれ増2台、減2台となっている。

自動車以外の重要物品で増となったものは、ラジコン草刈機とWi-Fi機器である。

## 第6 審査意見

当年度は、次期最終処分場の整備のための用地測量等を行い、用地を取得するとともに、新たな一般廃棄物処理基本計画の策定や循環型社会形成推進地域計画の変更作業を行うことで、今後の組合の取り組むべき施策の方向性を定めた年であった。

また、当年度は豪雨による災害や、他県の山林火災への緊急消防援助隊の派遣など、組合が緊急に対処しなければならない事案が発生した年でもあった。

令和6年7月25日から大雨による災害の際には、消防部門では7月25日から26日にかけて215件の119番通報を受け、管内の3市町合わせて延べ55件416人が救助などに出動し、76人を救助したほか、ドローンによる情報収集や行方不明者の捜索を行った。衛生部門では構成市町で発生した災害廃棄物を滞りなく処理するため、組合施設敷地内に仮置場を設置するなどの対応を行いながら、可燃及び粗大ごみ2,308トン、不燃ごみ3.79トンを処理した。

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の山林火災の際には、消防部門が2月26日から3月16日までの19日間に延べ18隊59人の緊急消防援助隊を派遣し、火勢制圧に努め、鎮圧後も24時間体制で警戒を続けるなどの支援活動を行った。

被災地住民の生命身体を守り、復旧復興を支援するために、職員が一丸となり真摯に業務に取り組まれたことに対し、心から敬意を表するものである。

人口減少・少子高齢化が進み、構成市町の財政状況が一段と厳しさを増すことが予測される中、資源の有効活用を図るとともに、今後も継続して経費節減に努め、地域住民が安全で安心して暮らすことができるよう、経済性・効率性・有効性に留意した財政運営に取り組まれない。

○大石 薫監査委員 それでは、令和6年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算を審査いたしましたので、その結果を申し上げます。

ナンバー9のファイルになりますけれども、決算審査意見書のページ番号1ページをお開き願います。

第1、審査の対象につきましては、令和6年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算、令和6年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算事項別明細書、令和6年度実質収支に関する調書、令和6年度財産に関する調書であります。

第2、審査の期間は、令和7年6月25日から令和7年8月5日までです。

第3、審査の方法は、令和7年6月25日付をもって管理者から審査に付された令和6年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、法令に従って処理されているか、計数が正確であるか、予算の執行が適正であるかについて、関係書類と照合するとともに、関係職員の説明を聴取して行いました。

第4、審査の結果は、審査に付された令和6年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算及びその他政令で定める書類は、関係法令に準拠して作成されております。計数も、会計帳簿、証書類等と照合した結果は正確であると認められました。

なお、予算の執行は、おおむね適正であると認められたところです。

2ページ以降に審査の概要を、8ページに審査意見を記載しておりますので、ご参照願いたいと存じます。

以上で決算審査の説明とさせていただきます。

~~~~~

◎ 報第1号 令和6年度酒田地区広域行政組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○田中 斉議長 初めに、日程第3、報第1号 令和6年度酒田地区広域行政組合会計繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく議会への報告であります。質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中 斉議長 ないようですので、報第1号は議会への報告でありますので、ご了承をお願いいたします。

報第 1 号

令和 6 年度酒田地区広域行政組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 6 年度酒田地区広域行政組合会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 7 年 8 月 28 日提出

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢 口 明 子

令和6年度酒田地区広域行政組合会計繰越明許費繰越計算書

| 款      | 項      | 事業名            | 金額             | 翌年度繰越額         | 左の財源内訳       |         |     |   |     | 一般財源           |
|--------|--------|----------------|----------------|----------------|--------------|---------|-----|---|-----|----------------|
|        |        |                |                |                | 既収入<br>特定財源  | 未収入特定財源 |     |   | その他 |                |
|        |        |                |                |                |              | 国県支出金   | 組合債 | 円 |     |                |
|        |        |                |                |                |              |         |     |   |     |                |
| 3. 衛生費 | 1. 清掃費 | 汚泥再生処理センター整備事業 | 2,965,000<br>円 | 2,964,169<br>円 | 988,000<br>円 |         |     |   | 円   | 1,976,169<br>円 |

~~~~~

◎ 報第2号 令和6年度酒田地区広域行政組合会計継続費精算報告について

○田中 斉議長 次に、日程第4、報第2号 令和6年度酒田地区広域行政組合会計継続費精算報告については、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づく議会への報告であります。質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中 斉議長 ないようですので、報第2号は議会への報告でありますので、ご了承をお願いいたします。

---

報第 2 号

令和 6 年度酒田地区広域行政組合会計継続費精算報告について

令和 6 年度酒田地区広域行政組合会計継続費精算報告について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 7 年 8 月 28 日提出

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢 口 明 子

令和6年度酒田地区広域行政組合会計継続費精算報告書

(単位:円)

| 款 | 項 | 事業名 | 全 体 計 画 (A) |           |             |       | 実 績 (B) |           |             |       | 比 較 (B)-(A) |            |             |         |          |
|---|---|-----|-------------|-----------|-------------|-------|---------|-----------|-------------|-------|-------------|------------|-------------|---------|----------|
|   |   |     | 年 度         | 年割額       | 左 の 財 源 内 訳 |       |         | 支出済額      | 左 の 財 源 内 訳 |       |             | 年割額と支出済額の差 | 左 の 財 源 内 訳 |         |          |
|   |   |     |             |           | 特 定 財 源     | 組 合 債 | 其 他     |           | 特 定 財 源     | 組 合 債 | 其 他         |            | 特 定 財 源     | 組 合 債   | 其 他      |
|   |   |     |             |           |             |       |         |           |             |       |             |            |             |         |          |
|   |   |     |             |           |             |       |         |           |             |       |             |            |             |         |          |
|   |   |     | 5           | 924,000   | 308,000     |       |         | 924,000   | 924,000     |       |             |            | 616,000     | 616,000 | △616,000 |
|   |   |     | 6           | 2,156,000 | 378,000     |       |         | 2,156,000 | 404,000     |       |             | 1,752,000  | 26,000      |         | △26,000  |
|   |   |     | 計           | 3,080,000 | 686,000     |       |         | 3,080,000 | 1,328,000   |       |             | 1,752,000  | 642,000     |         | △642,000 |

3. 衛生費

1. 清掃費

汚泥再生処理センター整備事業費(生活環境影響調査)



~~~~~

◎ 認第1号 令和6年度酒田地区  
広域行政組合歳入歳出決  
算の認定について

○田中 斉議長 次に、日程第5、認第1号 令和6年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算の認定について、当局の補足説明を求めます。

---

認第1号

令和6年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月28日提出

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢口 明子

令和6年度 酒田地区広域行政組合歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

| 款          | 項        | 予 算 現 額       | 調 定 額         | 収 入 済 額       | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額 | 予算現額と収入済額との比較 |
|------------|----------|---------------|---------------|---------------|-----------|-----------|---------------|
| 1 分担金及び負担金 |          | 3,308,080,000 | 3,308,080,000 | 3,308,080,000 |           |           | 0             |
|            | 1 分担金    | 3,308,080,000 | 3,308,080,000 | 3,308,080,000 |           |           | 0             |
| 2 使用料及び手数料 |          | 213,711,000   | 213,322,176   | 213,322,176   |           |           | △388,824      |
|            | 1 使用料    | 2,000         | 2,300         | 2,300         |           |           | 300           |
|            | 2 手数料    | 213,709,000   | 213,319,876   | 213,319,876   |           |           | △389,124      |
| 3 国庫支出金    |          | 25,986,000    | 26,493,000    | 26,493,000    |           |           | 507,000       |
|            | 1 国庫補助金  | 25,986,000    | 26,493,000    | 26,493,000    |           |           | 507,000       |
| 4 財産収入     |          | 115,263,000   | 117,425,668   | 117,425,668   |           |           | 2,162,668     |
|            | 1 財産売払収入 | 115,169,000   | 117,330,896   | 117,330,896   |           |           | 2,161,896     |
|            | 2 財産運用収入 | 94,000        | 94,772        | 94,772        |           |           | 772           |
| 5 繰越金      |          | 85,521,000    | 85,520,075    | 85,520,075    |           |           | △925          |
|            | 1 繰越金    | 85,521,000    | 85,520,075    | 85,520,075    |           |           | △925          |
| 6 雑収入      |          | 22,722,000    | 23,683,616    | 23,683,616    |           |           | 961,616       |
|            | 1 組合預金利子 | 1,000         |               |               |           |           | △1,000        |
|            | 2 雑入     | 22,721,000    | 23,683,616    | 23,683,616    |           |           | 962,616       |
| 歳 入 合 計    |          | 3,771,283,000 | 3,774,524,535 | 3,774,524,535 |           |           | 3,241,535     |

歳 出

(単位：円)

| 款       | 項       | 予 算 現 額       | 支 出 済 額       | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額      | 予算現額と支出済額との比較 |
|---------|---------|---------------|---------------|-------------|------------|---------------|
| 1 議会費   |         | 891,000       | 479,546       |             | 411,454    | 411,454       |
|         | 1 議会費   | 891,000       | 479,546       |             | 411,454    | 411,454       |
| 2 総務費   |         | 121,027,000   | 119,622,579   |             | 1,404,421  | 1,404,421     |
|         | 1 総務管理費 | 120,849,000   | 119,491,854   |             | 1,357,146  | 1,357,146     |
|         | 2 監査委員費 | 178,000       | 130,725       |             | 47,275     | 47,275        |
| 3 衛生費   |         | 1,409,414,000 | 1,392,193,430 | 2,964,169   | 14,256,401 | 17,220,570    |
|         | 1 清掃費   | 1,409,414,000 | 1,392,193,430 | 2,964,169   | 14,256,401 | 17,220,570    |
| 4 消防費   |         | 1,981,741,000 | 1,922,113,077 |             | 59,627,923 | 59,627,923    |
|         | 1 常備消防費 | 1,981,741,000 | 1,922,113,077 |             | 59,627,923 | 59,627,923    |
| 5 公債費   |         | 248,210,000   | 248,209,832   |             | 168        | 168           |
|         | 1 公債費   | 248,210,000   | 248,209,832   |             | 168        | 168           |
| 6 予備費   |         | 10,000,000    |               |             | 10,000,000 | 10,000,000    |
|         | 1 予備費   | 10,000,000    |               |             | 10,000,000 | 10,000,000    |
| 歳 出 合 計 |         | 3,771,283,000 | 3,682,618,464 | 2,964,169   | 85,700,367 | 88,664,536    |

歳入歳出差引残額 91,906,071円 令和7年8月28日提出

酒田地区広域行政組合  
管理者 酒田市長 矢口 明子

## ◎ 補 足 説 明

○田中 斉議長 事務局長。

○齋藤康一事務局長兼管理課長 認第1号につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

決算書の6ページをお願いします。

1款分担金及び負担金は、前年度比9.4%の増となりました。主な要因は、人件費の増、ごみ処理施設委託料の増、最終処分場及び次期最終処分場整備事業の実施、高規格救急自動車の購入、ごみ焼却施設及び消防庁舎に係る起債の元金償還の開始による公債費の増などであります。

2款使用料及び手数料は、ごみ処理手数料の減などにより、前年度比0.9%の減となりました。

3款国庫支出金のうち、備考欄の循環型社会形成推進交付金は、汚泥再生処理センター整備事業に係る補助金、災害等廃棄物処理事業費補助金は、最終処分場災害復旧事業に係る補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金は、消防自動車等整備事業に係る補助金であります。

7ページをお願いいたします。

4款財産収入は、生産物売払収入と物品売払収入の増により、前年度比4.8%の増となりました。

5款繰越金は、令和5年度決算に伴う剰余金であり、前年度比4.4%の増となりました。

6款諸収入は、8ページの福島原子力発電所事故損害賠償金の減などにより、前年度比11.3%の減となりました。

続きまして、歳出でございます。

9ページをお願いします。

1款議会費は、定例会2回、臨時会2回の開催経費であります。

2款総務費の1項1目一般管理費については、備考欄の2、一般管理事業のうち償還金は、令和5年度決算に伴う構成市町への分賦金の精算還付金であります。

10ページをお願いします。

3款衛生費の1項2目ごみ処理施設費については、備考欄の1、ごみ処理施設維持管理事業のうち一般需用費は薬品費が主なものであり、施設管理委託料は、ごみ処理施設の長期包括運營業務委託料であります。備考欄の2、災害廃棄物処理事業は、大雨災害による廃棄物の仮置場設置工事費であります。

同じく3目し尿処理施設費については、11ページの備考欄の1、し尿処理施設維持管理事業のうち施設管理委託料は、し尿処理施設運転管理委託料が主なものであり、し尿処理施設定期整備工事費は、受入前処理設備、汚泥処理設備、水中ポンプ設備等の整備を行ったものであります。

備考欄の2、汚泥再生処理センター整備事業は、生活環境影響調査業務委託料や事業者募集に係る発注支援業務委託料であります。

同じく4目リサイクルセンター費については、備考欄の1、リサイクルセンター維持管理事業のうち施設管理委託料は、リサイクルセンター運転管理委託料が主なものであり、リサイクルセンター定期整備工事費は、金属プレス機、アルミプレス機、ターンテーブルの整備を行ったものであります。

同じく5目最終処分場費については、備考欄の1、最終処分場維持管理事業のうち施設管理委託料は、浸出処理施設維持管理委託料及び埋立作業管理委託料が主なものであります。

備考欄の2、最終処分場堤体整備事業は、令和5年度から令和10年度までの6年間で堤体を5メートル増嵩する工事であります。

12ページをお願いします。

備考欄の3、最終処分場整備事業のうち調査・測量・観測委託料は、用地取得に係る測量及び補償調査委託料であります。

備考欄の4、最終処分場管理用機材及び車両整備事業は、バックホウ及びラジコン草刈機の購入費であります。

○田中 斉議長 続きまして、消防長。

○粕谷博志消防長 消防費については私から補足説明いたします。

4款消防費の1項1目職員管理費については、備考欄の1、職員給与費は、再任用職員11名を含む消防職員222名分の人件費であります。

同じく2目の本部費については、消防本部各課の経費であります。

備考の2、消防本部事業のうち、13ページの借上料は、防火衣108着分のリース料が主なものであり、OA機器購入費は、業務用パソコン42台の購入費が主なものであります。

備考の3、職員研修事業のうち研修旅費及び一般需用費は、山形県消防学校をはじめ専門研修機関への派遣に係る費用が主なものであり、一般役務費は、大型自動車免許取得教習に係る費用が主なものであります。

14ページをお願いします。

備考欄の9、緊急消防援助隊派遣事業は、令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した山林火災に出動し、延べ59人が19日間にわたり援助活動を行った際の食糧費と燃料費が主なものであります。

備考欄の10、高度救急推進事業は、救急救命士及び指導救命士の養成に係る負担金や研修旅費のほか、救急隊員に対する医師の指導・助言体制などのメディカルコントロール業務に係る委託料が主なものであります。

同じく3目の市消防署費は、本署及び酒田市の5分署に係る経費であります。

備考欄の1、市消防署事業のうち、15ページ、OA機器購入費は、業務用パソコン42台の購入費であります。

備考欄の3、消防自動車等整備事業は、酒田救急ワークステーション配備の高規格救急自動車及び高度救命救急処置用資機材を更新したものであります。

同じく4目の町消防署費は、庄内町と遊佐町の3分署に係る経費であります。

備考欄の1の町消防署事業のうち、OA機器購入費は、業務用パソコン16台の購入費であります。

備考欄の3、消防自動車等整備事業は、余目分署配備の高規格救急自動車及び高度救命救急処置用資機材を更新したものであります。

○田中 斉議長 事務局長。

○齋藤康一事務局長兼管理課長 16ページをお願いします。

5款公債費は、前年度比68.6%の増となりました。主な要因は、令和2年度借入のごみ焼却施設基幹改良事業や、令和3年度借入の消防本部本署整備事業に係る起債の元金償還の開始であります。

続きまして、実質収支に関する調書・財産に関する調書の3ページをお願いします。

3、歳入歳出差引額9,190万6,000円から(3)繰越明許費繰越額296万4,000円を差し引くと、5、実質収支額は8,894万2,000円であります。

5ページをお願いします。

1、公有財産のうち、土地は次期最終処分場用地の取得により1万2,274.12平方メートルの増となりました。建物については増減はございません。

6ページと7ページをお願いします。

2、物品については、最終処分場管理車両等の購入や消防車両の更新による増減がございます。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

~~~~~

## ◎ 質

## 疑

○田中 斉議長 これより質疑を行います。決算書、成果報告書のページ数、事業名も併せてお願いいたします。

工藤範子議員。

○9番(工藤範子議員) 歳入歳出決算書の13ページの4款消防費であります。消防費の備考欄の8番の消防音楽隊活動事業に24万2,474円となっておりますけれども、昨年、私、音楽隊について質問をしたときに、音楽隊には500万円の支出がかかるというようなお話がありましたけれども、500万円には至っていないけれども、なぜこのような数字になっているのかご説明お願いいたします。

○田中 斉議長 予防課長。

○佐藤良也予防課長 ただいま工藤議員からのご質問につきましては、昨年、議員からの質疑におきまして、音楽隊の予算や在り方についての質疑の中で、音楽隊の活動としましては非番で実施しているというお話をさせていただきましたが、その際、その時間外としての人件費を教えてくださいというご質問だったと思いますが、その回答としまして、金額としましては概算となりますが、約500万円ほどということで、時間外手当についてお話をさせていただいております。

今回、お話のありました24万2,474円につきましては、音楽隊の活動費でありまして、楽器の修繕であったり、それから、楽譜やメンテナンスに使用します消耗品の購入の一般需用費の予算となります。この活動費につきましては、令和5年度におきましても約24万円ほどでありましたので、

大幅な違いはないような状況でございました。

以上でございます。

○田中 斉議長 工藤範子議員。

○9番（工藤範子議員） それでは、この音楽隊についてでありますけれども、県内では、鶴岡、酒田だけと伺っておりますけれども、なぜこのように鶴岡、酒田だけなのか、この点についてと、それから、目的と年間の活動率はどのようになっているのかお伺いいたします。

○田中 斉議長 予防課長。

○佐藤良也予防課長 ただいまご質問いただいた内容につきまして、なぜ鶴岡と酒田のみで行っているのかということでございますけれども、当組合の音楽隊につきましては、酒田大火からの復興を祈念することを目的として昭和56年結成されております。現在も各種イベント、それから、保育園、幼稚園等で防火指導等の取組、そういった演奏会も開催しております、非常によい火災予防啓発事業であるということで、当組合では継続をしております。しかし、他消防本部につきましては、どのような経緯かということについては、こちらでは把握はしていませんが、当組合においては火災予防啓発の大事な事業であるということで、昭和56年から継続しております。

それから、事業につきましては、酒田市、当組合のイベントにおける演奏会に出演をしております。日和山桜まつり、酒田市のこどもまつり、それから、去年は当組合で主催をしております消防フェスティバル、そちらで演奏をしております。それから、管内の保育園、幼稚園、そういったところでも、管内全ての保育園を約6年に1回ぐらいの割合で回れるように、毎年7から8の保育園、幼稚園での演奏会を実施しております。

それから、昨年におきましては、7月、防火ふれあいコンサートと称しまして、これまでは2年に1回行っておりました定期演奏会の代わりに住民と触れ合う演奏会ということで、去年初めて開催をいたしております。

このような事業を昨年度も行っております。

以上でございます。

○田中 斉議長 工藤範子議員。

○9番（工藤範子議員） 山形市の消防本部では、消防団員による音楽隊と伺っております。それで、やはり消防団員であれば音楽経験者などがおりますし、初めから楽譜は読むことができます。そのために効率的な取組でありますし、このような支出を抑えることはできるのではないかなと思いますけれども、時間外を出して手当ををしているというようなこともありますので、消防団員の中からの音楽経験者などから活動していただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○田中 斉議長 総務警防課長。

○茂木 修消防次長兼総務警防課長 実際に消防団員を音楽隊に入隊させるとなると、なかなか、消防団員自体が集まりにくいという現状がございます。また、一般にお仕事をされている方ですので、消防の活動にご協力いただける方は多くいると思うんですが、団員の活動だけでも大変な労力をいたしておりますので、そこに音楽隊も加えるというのはなかなか現状では難しいのかなと考えております。



○田中 斉議長 工藤議員。

○9番（工藤範子議員） 最初からやる気なく難しいと言わずに、やはり消防団員と話し合っ、そのようなこともどうですかというような、消防団の会議などがありましたらそういうことも申し上げてはいいのではないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○田中 斉議長 総務警防課長。

○茂木 修消防次長兼総務警防課長 先日も、酒田市の危機管理のほうで、こちらの消防庁舎をしまして団員の募集、PRビデオをつくっております。音楽の好きな方もいらっしゃるでしょうし、こういう活動もしているよというご紹介はいいのかなと考えております。

○田中 斉議長 よろしいですか。

そのほかございますか。

那須議員。

○2番（那須正幸議員） それでは、私のほうからは1つ確認をさせていただきたいと思います。

別紙の主要な施策の成果報告書の15ページをご覧ください。

消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインが改正され、職員の半数以上の防火衣が基準に適合しない上に老朽化も進んでいたため、令和4年度から令和6年度までの3か年計画でリースにより更新しているという内容であります、この防火衣の基準の変更の内容をまずはお聞きしたいと思います。

○田中 斉議長 警防主幹。

○庄司秀樹総務警防課警防主幹 ただいまの質問についてご説明いたします。

消防職員個人防火装備に係るガイドラインといたしましては、従来のガイドラインとしましては、長袖の活動服を着用しながら防火衣を着装して防火性能を確保するというものでございました。この改正につきましては、現在、半袖のシャツの上にでも防火衣を着装することで防火性能を確保することができるというところが大きな違いでございます。

以上でございます。

○田中 斉議長 那須議員。

○2番（那須正幸議員） ご説明ありがとうございます。

半数以上ということではありますが、その前の半数は変更になっているのかなというふうな解釈でいるんですけれども、7年間のリースという形でありましたが、その半数はもう何年のリース期間が残っているのか。今回の予算の中で5,800万円ほど計上になっておりますが、令和4年からということですので、今年度で3年たっているのか、もしくは今年度からまた7年計画になるのか、その辺のところの内容を確認します。

○田中 斉議長 警防主幹。

○庄司秀樹総務警防課警防主幹 令和4年からの防火衣リースですが、令和5年、令和6年それぞれ7年間の契約でリース期間を設けております。そのほかの、既にリース以外の防火衣については購入方式で個人貸与ということで配備している状況でございます。

以上でございます。

○田中 斉議長 那須議員。

○2番（那須正幸議員） ご説明ありがとうございます。

それでは、一番最初の令和4年度のリースということになれば、もう4年後くらいにはまたこの予算が上がってくるという認識でよろしいのかどうか。

○田中 斉議長 警防主幹。

○庄司秀樹総務警防課警防主幹 令和4年から令和11年までのリース期間ということですが、そのリース期間を終了した際には防火衣の返却は必要ないという契約でございまして、その防火衣の状況を確認しながら方針を決定したいと考えております。

説明は以上です。

○2番（那須正幸議員） 終わります。

○田中 斉議長 そのほかございますか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○田中 斉議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

~~~~~

## ◎ 討 論

○田中 斉議長 これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○田中 斉議長 ないようですので、討論を終結いたします。

~~~~~

## ◎ 採 決

○田中 斉議長 これより日程第5、認第1号 令和6年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

お諮りします。認第1号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田中 斉議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

~~~~~

## ◎ 議第6号 令和7年度酒田地

区広域行政組合会計補正予  
算（第1号）外1件

○田中 斉議長 次に、日程第6、議第6号 令和7年度酒田地区広域行政組合会計補正予算（第1号）  
及び日程第7、議第7号 令和7年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金の変更についてを一括議題  
といたします。

---

## 議第 6 号

### 令和 7 年度酒田地区広域行政組合会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度酒田地区広域行政組合会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 89,553 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,085,884 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

#### （債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 8 月 28 日提出

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢 口 明 子

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款       | 項        | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|---------|----------|-----------|--------|-----------|
|         |          | 千円        | 千円     | 千円        |
| 1       | 分担金及び負担金 | 3,641,115 | 612    | 3,641,727 |
|         | 1 分担金    | 3,641,115 | 612    | 3,641,727 |
| 5       | 繰越金      | 1         | 88,941 | 88,942    |
|         | 1 繰越金    | 1         | 88,941 | 88,942    |
| 歳 入 合 計 |          | 3,996,331 | 89,553 | 4,085,884 |

歳 出

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|
|         |         | 千円        | 千円     | 千円        |
| 2       | 総務費     | 40,336    | 88,941 | 129,277   |
|         | 1 総務管理費 | 40,159    | 88,941 | 129,100   |
| 3       | 衛生費     | 1,515,371 | 2,300  | 1,517,671 |
|         | 1 清掃費   | 1,515,371 | 2,300  | 1,517,671 |
| 4       | 消防費     | 2,119,986 | △1,688 | 2,118,298 |
|         | 1 常備消防費 | 2,119,986 | △1,688 | 2,118,298 |
| 歳 出 合 計 |         | 3,996,331 | 89,553 | 4,085,884 |

第2表 債務負担行為

| 事 項      | 期 間            | 限 度 額<br>(千円) |
|----------|----------------|---------------|
| 広報自動車購入費 | 令和7年度から令和8年度まで | 6,332         |

議第 7 号

令和 7 年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金の変更について

令和 7 年度酒田地区広域行政組合分賦金を次のとおり変更する。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢 口 明 子

令和 7 年度分賦金 3, 6 4 1, 7 2 7 千円

(提案理由)

議第 6 号令和 7 年度酒田地区広域行政組合会計補正予算(第 1 号)に基づき、分賦金の総額を変更するため、酒田地区広域行政組合規約第 1 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## ◎ 補 足 説 明

○田中 斉議長 当局の補足説明を求めます。

事務局長。

○齋藤康一事務局長兼管理課長 議第6号及び第7号につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、議第6号 令和7年度酒田地区広域行政組合会計補正予算（第1号）について、8ページをお願いします。

3、歳出、2款総務費の1項1目一般管理費の償還金は、令和6年度決算に伴い分賦金を精算し、構成市町へ還付するものであります。

内訳につきまして、別紙、議第6号資料をお願いします。

酒田市の計が7,024万1,451円、庄内町が1,164万8,923円、遊佐町が705万1,528円であります。

補正予算書の8ページにお戻り願います。

3款衛生費の1項2目ごみ処理施設費は、ごみ処理手数料の改定に伴い、精算方法の変更が必要となることから、これに合わせてキャッシュレス決済に対応したPOSレジシステムを導入するための購入費を計上するものであります。

4目リサイクルセンター費は、ペットボトルの自動梱包機交換工事に関し、価格上昇に対応するため工事費を増額するものであります。

4款消防費の1項2日本部費は、消防車両の修理、車検整備等を行うための修繕料を増額するものであります。

3目市消防署費は、修繕料の本部費へのつけ替えによる減額、松山分署の冷蔵庫購入費の計上であります。

4目町消防署費は、消防車両の修理、車検整備等を行うための修繕料の増額、遊佐分署の広報自動車について年度内の納入が困難となったことによる購入費の減額が主なものであります。

7ページにお戻りください。

2、歳入、1款1項1目分担金は、歳出予算の増減に伴い、清掃費分担金と消防費分担金を増額、消防費建設負担金を減額しております。

5款1項1目繰越金は、令和6年度決算による剰余金の確定に伴い、前年度繰越金を増額するものであります。

4ページにお戻りください。

第2表、債務負担行為については、令和7年度予算に計上しております広報自動車購入費について、納期が令和8年度になること、また、価格が上昇していることから、令和7年度から令和8年度までの期間において633万2,000円の限度額を設定するものであります。

次に、議第7号 令和7年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金の変更についてをお願いします。



先ほど申し上げました分担金の補正予算に基づき、分賦金の総額を変更するものであります。  
構成市町ごとの分賦金の内訳につきましては、別紙議第7号資料に記載のとおりであります。  
以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

~~~~~

◎ 質 疑

○田中 斉議長 これより質疑を行います。  
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中 斉議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

~~~~~

◎ 討 論

○田中 斉議長 これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中 斉議長 ないようですので、討論を終結いたします。

~~~~~

◎ 採 決

○田中 斉議長 これより日程第6、議第6号 令和7年度酒田地区広域行政組合会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。議第6号は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 斉議長 ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり決しました。

次に、日程第7、議第7号 令和7年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金の変更についてを採決いたします。

お諮りします。議第7号は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 斉議長 ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり決しました。

~~~~~

◎ 議第8号 酒田地区広域行政  
組合が処理する廃棄物の処  
分に関する条例の一部改正  
について

○田中 斉議長 次に、日程第8、議第8号 酒田地区広域行政組合が処理する廃棄物の処分に関する  
条例の一部改正について、当局の補足説明を求めます。

---

## 議第 8 号

酒田地区広域行政組合が処理する廃棄物の処分に関する条例の一部改正について

酒田地区広域行政組合が処理する廃棄物の処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢 口 明 子

酒田地区広域行政組合が処理する廃棄物の処分に関する条例の一部を改正する条例

酒田地区広域行政組合が処理する廃棄物の処分に関する条例（平成 2 0 年組合条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「1 5 0 円」を「1 8 0 円（スプリング入りマットレス及びスプリング入りソファーにあつては、1 点につき 2, 0 0 0 円を加算した額）」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

一般廃棄物の処理に要する費用負担の適正化に伴い、手数料の額を改定する必要があるため、所要の改正を行うものである。

## ◎ 補 足 説 明

○田中 斉議長 事務局長。

○齋藤康一事務局長兼管理課長 議第8号 酒田地区広域行政組合が処理する廃棄物の処分に関する条例の一部改正について説明いたします。

酒田地区広域行政組合が処理する廃棄物の処分に関する条例の一部を次のように改正いたします。

第3条第1号中「150円」を「180円（スプリング入りマットレス及びスプリング入りソファーにあつては、1点につき2,000円を加算した額）」に改めます。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行となります。

議第8号資料につきましては、新旧対照表でございます。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

~~~~~

## ◎ 質 疑

○田中 斉議長 これより質疑を行います。

市原議員。

○6番（市原栄子議員） ただいま議論されております議第8号について、何点かお尋ねいたします。

まず、今回の、この間の勉強会の中でもお話を伺っておりますが、処理原価が高騰してきている、そうした中で、ごみの処理料金、これを合わせて上げていくということであります。

以前、酒田市のほうで処理原価と料金に関しての会議ということで、たしか令和元年のときに100円からだったか、ごめんなさい、記憶が定かでないのですが、150円に上がったということで、過去10年間の処理原価に関して、平均すると大体それぐらいになると。ほかの組合とかほかの自治体との差額も、差異もそんなにないということで、その形で上げられたというふうにまず理解しております。

そうした中で、酒田市のお話であります処理原価にできるだけ住民の負担額をそろえていくという形の考え方をしているということですのでよろしいのでしょうか、お尋ねをいたします。

○田中 斉議長 事務局長。

○齋藤康一事務局長兼管理課長 当組合の考え方としては、基本的にはできるだけ処理原価に近い額をいただきたいという考え方がございますが、今回の改正につきましては、150円から180円、およそ1.2倍ということで、処理原価をそのまま反映させますと250円超、直近でいきますともっと高い額になるんですけれども、それですとあまりにも住民の、搬入される方の負担が大きいということ

で、今回は処理原価ということではなくて、県内の状況も勘案しまして180円という手数料で考えたところでございます。

○田中 斉議長 市原議員。

○6番（市原栄子議員） この180円というのは、県内の各地のところの大体最高額という形での料金であるというふうに、これは理解してよろしいでしょうか。

○田中 斉議長 事務局長。

○齋藤康一事務局長兼管理課長 そのとおりでございまして、180円が最高額で、県内の4つの組合が180円ということになっております。

○田中 斉議長 市原議員。

○6番（市原栄子議員） そうした中で、ほかの組合、ほかの市のところでの処理原価、そうしたものがどれぐらいになっているのか、もしお分かりでありましたら教えていただきたいのですけれども。

○田中 斉議長 事務局長。

○齋藤康一事務局長兼管理課長 処理原価につきましては、ほかの組合、当組合もそうなんですが、ホームページ等で公表しているわけではないんですが、一応確認はしております。

具体的な組合名は控えさせていただきますが、150円の処理原価で手数料140円という近いところもございますし、中には、この例ですと処理原価の捉え方が各組合でまちまちでありまして、処理原価と手数料が近いところにつきましては、歳入の分を差し引いた額で処理原価を計算しているところもございます。一方で、処理原価と手数料がすごくかけ離れているところもございます。そちらの組合につきましては収集運搬費用も含んだ形で、処理原価1,000円以上に対して手数料180円というところもございます。

ほかの組合ですと、大体手数料が180円とか150円に対して処理原価が2倍近くかかっているような状況ではあります。

○田中 斉議長 市原議員。

○6番（市原栄子議員） 一番近いところで処理原価と処理料金が10円ほどの乖離、それでもまだ安くしているという状況であります。

それで、今度酒田市がこの金額になるということでありまして、そのところは、ほかのところではところどころ、私が調べた範囲では、市民というか住民の利益のため、あまり高くないようにということで、それなりの基準を決めて安く考えているところもあるようなんですけれども、当組合としまして、住民のために処理原価と処理料との考え方というのは、今後考えていくということはあるんでしょうか。

○田中 斉議長 事務局長。

○齋藤康一事務局長兼管理課長 先ほども申し上げましたとおり、当組合としましては、基本的には処理原価を手数料としていただきたいという考え方がございます。

○田中 斉議長 市原議員。

○6番（市原栄子議員） そろそろ、たしか酒田市の焼却炉というのが、約20年間特別な保証という

か、そうした形で処理する金額というのが抑えられてきた訳ですね。それで、先日、令和4年からかな、新しくというより延命化をするということで、今までの保証も切れたということで、処理原価がどうしても上がってしまったということでもあります。

今まで処理原価が抑えられていた状況であれば、確かにほかの組合の処理原価と比べてみても安く上がっていたということで、そうした中で処理料も安く抑えられてきたというようなことだと思うんです。そうした中で、ここで急に市民に負担を増やすということがどうなのかなと、そろそろほかのところとも処理原価が似通ってきている、そうした中で、酒田市も処理原価と手数料との、このところを考えていく、どれぐらいを負担してもらっていくのか、そうしたことが必要な時期に来たのではないかと思うんですけれども、その点について、やはり今、最高額を頂くということになってきますよね。今後どうしていくのか、ここら辺をきちんとしていかないと、将来、上がるだけ上がっていくというような状況に陥ってしまうのではないかと思うんですけれども、そここの考えをお尋ねいたします。

○田中 斉議長 事務局長。

○齋藤康一事務局長兼管理課長 現在、一番高いところで、ほかの組合では180円というところもございしますが、そういったところでも実際には物価高騰ですとか維持管理費、処理原価が上がっていますので、4団体ほどが改正を予定しているというふうに伺っております。

その負担という考え方、確かに組合によりましてはおおよそ50%ぐらい、あるいは60%ぐらいを分担金で賄うと、税で賄うというような考え方をしているようなところもあるようですけれども、構成市町からの分賦金、つまり住民からの税ということになりますが、それを一定程度、政策的な対応として可能ではあると思うんですが、1市2町による、当組合は共同処理を行っておりますので、組合の運営としては、直接搬入されるごみについては処理原価相当、処理原価に近い額を負担していただければという考え方でございます。

○田中 斉議長 市原議員。

○6番（市原栄子議員） ごみの処理手数料というもの、これがどうしてもやはり不法投棄とかそういうものにつながっているとか、これから少しずつ残念ながら人口減少していく中で、空き家とかそうしたものの後始末、家族が亡くなった後の家の中のものを片づけるとか、そういったときに、どうしても処分をしていくというときの手数料というのが厳しいという話も出てきているわけです。

そうした中で、処理原価と手数料との部分に関して、やはり料金だけをほかのところと合わせていくという考えではなくて、考え方も一緒に学んでいっていただきたいなというふうに、ここは意見を言わせていただきたいなということと、もう一つが、スプリング入りのソファとマットレスなんですけれども、勉強会のときにも言わせていただきました。特にソファなどに関しては大きさというのがあまりにもまちまちであるということ。それがたしか金額を変えるということはシステムの、料金を頂くときに煩雑になるということで、一律1個幾らという形で、大きなキングサイズのベッドのマットレスであっても、一人がけ用のソファのマットレスであっても、スプリング入りは一律2,000円というお話でありました。しかし、持ってきたほうとしては、かなりの不公平感が残るということなんですけれども、これについてはその後、私も質問させていただきました。

けれども、やはり1個幾らという考え方ということなんではないでしょうか。お尋ねいたします。

○田中 斉議長 事務局長。

○齋藤康一事務局長兼管理課長 スプリング入りマットレス、ソファーに関しましては、料金が一律2,000円、2,000円でありますけれども、従量料金加算になりますので、例えば、10キロであれば2,180円、20キロは2,360円、30キロであれば2,540円というふうになりますので、大きさではなくて重量に反映される形となっております。

○田中 斉議長 市原議員。

○6番（市原栄子議員） 重量は多少という感じですね。私としては、関連すると思うんですけども、それではある意味、ソファーでいえば、3人がけソファーで1つのマットレス、そういった状況のものと、1個ずつ、同じ3人がけでも1つずつ独立した形のものを使っているものとかあるわけですね。でも、1つ幾らということであれば、そのところで一連になっていけば1個なのに、2,000円なのに、分かれたやつであれば6,000円になるという、重さは同じだと思います、大体。そうすると、さらにこう不公平感というのがはっきり出てくるということになりかねないんですけども。私はシステムの問題ではなくて、やはりきちんと捨てるというんですか、きちんとしたところに廃棄してということを考えている住民のことを考えていくべきではないかと思うんですけども、そういった点についてはどのようにお考えでしょうか。

○田中 斉議長 事務局長。

○齋藤康一事務局長兼管理課長 今、ソファーの例がございましたけれども、議員がおっしゃるのは、長いソファーで独立して3つ並んでセットになっているような商品があると思うんですけども、そちらのソファーにつきましては、料金は1つということで整理いたしております。ただ、1つの車で運んで計量しますので、その場合は一式で1つというカウントになるんですが、もし車2台で別々に運んできたような場合は、そこら辺の計量とか煩雑になりますので、別々、1個1個というふうに計算させていただきます。

○田中 斉議長 市原議員。

○6番（市原栄子議員） 先日お伺いしたときは、3人がけの1つのソファーであれば、3つに分かれているマットでも1つという、3つでも1つということによろしいのでしょうか。そこを確認したつもりだったんですけども、もう一度お願いいたします。

○田中 斉議長 事務局長。

○齋藤康一事務局長兼管理課長 申し訳ございません。課内で整理しまして、それはちょっとあんまりではないかという声がありまして、3つで1つという整理をいたしております。

○田中 斉議長 市原議員。

○6番（市原栄子議員） そういうようなあれが分かっていたらよかったと思います。

ただ、そのほかにも小さいソファーの部分は、やっぱり1つは1つというふうな、ある意味5個セットですよ、大体ですと3人がけ1人がけが2つぐらいと。そうしたものを1つのセットですと、処理をするときにはやっぱり負担という、1人がけの部分は1つのセットにならないというふうに理解するわけです。そうしたときにやはり不公平感があるということ。

あと、ネットでスプリング入りマットとかそういうものを調べましたところ、お金がかかるよと、処分に関して。それでいろいろ、買い取ってもらうとか、業者に引き取ってもらうとかという中の最後に、自分の家で解体すれば無料に、自分たちのまちのごみ捨て場に普通に捨てられますよと書き方をしているんです。手間がかかりますけれどもと書いてあるんですけれども。

そう考えたときに、やはりスプリングは資源ですし、周りにあるものは燃やせるごみだしということで考えたときに、ちょっとその捨て方はひどいなと。でも、それを推奨するような状況というものもありますし、そうしたことを考えたときに、私はやはりここのスプリングマット、料金を別にとるとか取らないとかというよりも、やはりきちんとした基準をつくって処理をする、そうしたことも必要なのかなというふうに思います。

あと、ごめんなさい、料金を取るとか取らないかは別にしてというのではなく、新たに料金を取るのではなくということと言い換えさせていただきます。

そうした中で、やはり一番こうしたもの、ごみ処理の手数料が上がるというところで、不法投棄、こうした心配もあります。さらにマットレスの金額が上がるということで、こうした大きなものに対して捨て切れないということでの不法投棄、こうしたものも心配されるわけですが、そうしたところについてはどのようにお考えでしょうか。

○田中 斉議長 事務局長。

○齋藤康一事務局長兼管理課長 当組合としましては、不法投棄、構成市町が回収してきた不法投棄のごみの量を正確には把握していないところなんです、酒田市の資料によりますと、平成30年、不法投棄は36件でありましたが、前回のごみ処理手数料の改定が翌年令和元年10月にありまして、令和元年度からは不法投棄は87件に増加しているような状況でございました。令和2年度以降も確かに多い数字で経過しておりますけれども、その不法投棄につきましては、構成市町のほうがしっかり監視されているということでありまして、当組合としても協力していきたいと考えております。

○田中 斉議長 市原議員。

○6番（市原栄子議員） 私も酒田市の環境衛生課のほうから、不法投棄の数ということで資料はいただいているんですけれども、やっぱり年々増えてきているというところがどうしても出てきているようなんです。そうした中で、私はやはりこの処理手数料が上がるということが不法投棄にもつながっていくのではないかと、そうした中で、やはり今、それでなくても、もちろんこちらの運営も大変だと思うんですけれども、物価高の中で住民も大変になってきているという中で、今の時期に手数料を引き上げる、あと、特にマットに新たに手数料をつけるということに関しては、異議があると言わざるを得ないということを言わせていただきます。

以上です。

○田中 斉議長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○田中 斉議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

休憩いたします。



(午後3時30分 休 憩)

(午後3時30分 再 開)

○田中 斉議長 それでは、再開いたします。

~~~~~  
◎ 討

論

○田中 斉議長 これより討論を行います。

市原栄子議員。

(市原栄子議員 登壇)

○6番(市原栄子議員) それでは、議第8号 酒田地区広域行政組合が処理する廃棄物の処分に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の内容は、持込みごみ手数料について、金額を150円から180円に引き上げるということ、また、スプリングの入っているマットレスに関して別の手数料を考えるとということであります。

ほかの組合などの考え方でいけば、処理原価と、またその処理料金の考え方、そうしたものがかなりきっちりとしていること、さらには、組合での手数料に対しての考え方で、処理原価よりも安くしていること、また、スプリングの入っているマットレスに関しても、今この状況の中で新たに つくこと、さらには、大きさよっての差異がないということ、こうしたことを考えたときに、不法投棄などにもつながる、さらには住民負担にもなるということで、この議案に関しては反対をいたします。

以上、反対討論といたします。

○田中 斉議長 賛成討論。

後藤啓議員。

(後藤 啓議員 登壇)

○14番(後藤 啓議員) 議第8号 酒田地区広域行政組合が処理する廃棄物の処分に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

現在のごみ処理手数料は、令和元年の改定から7年を経過しようとしており、近年の処理原価とは大きな乖離が生じてきている状況にあります。乖離が大きいということは、ごみを直接搬入される方が負担すべき料金の一部を住民が税により肩代わりしているということでもあります。受益者負担の公平性を確保するためには、適正な負担を求めなければなりません。今回の改定は、処理原価の考えを基本としながらも、県内の他団体の状況を勘案し、負担の大幅な増加に配慮したものであり、改正は適正であると考えます。

また、今回の改正では、新たにスプリング入りマットレスとソファの料金が設定されますが、通常の粗大ごみと比較して処理にかなりの労力がかかっている状況からすれば、その分の料金を頂

くことは適正な負担と言えます。

なお、循環型社会の形成、ごみの排出量の削減、分別の徹底等々を期待するとともに、今後もしもごみ処理手数料を定期的に検証、見直しされることを願います。

以上、賛成討論といたします。

○田中 斉議長 以上で討論を終結いたします。

~~~~~

◎ 採 決

○田中 斉議長 これより日程第8、議第8号 酒田地区広域行政組合が処理する廃棄物の処分に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

お諮りいたします。議第8号は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○田中 斉議長 起立多数であります。よって、議第8号は原案のとおり決しました。

~~~~~

◎ 議第9号 請負契約の締結について（汚泥再生処理センター建設工事）

○田中 斉議長 次に、日程第9、議第9号 請負契約の締結について（汚泥再生処理センター建設工事）について、当局の補足説明を求めます。

\_\_\_\_\_

議第 9 号

請負契約の締結について

本組合は、汚泥再生処理センター建設工事の請負契約を下記のとおり締結するものとする。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢 口 明 子

記

- |   |        |                                                                                                                                    |
|---|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 汚泥再生処理センター建設工事                                                                                                                     |
| 2 | 契約の方法  | 総合評価一般競争入札                                                                                                                         |
| 3 | 契約の金額  | 26億8,840万円                                                                                                                         |
| 4 | 契約の相手方 | カナデビア・みなと特定建設工事共同企業体<br>代表企業 宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番35号<br>カナデビア株式会社 東北支社<br>支社長 西川 佳成<br>構 成 員 山形県酒田市浜松町3番56号<br>株式会社みなと<br>代表取締役社長 笹村 司 |
| 5 | 工 期    | 契約締結の日から令和10年9月30日まで                                                                                                               |

(提案理由)

汚泥再生処理センター建設工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものである。

---

◎ 補 足 説 明

○田中 斉議長 施設主幹。

○五十嵐與一管理課施設主幹 議第9号 請負契約の締結についてご説明いたします。

汚泥再生処理センターの建設工事の請負契約を下記のとおり締結するものでございます。

契約の目的でございますが、汚泥再生処理センター建設工事、契約の方法は総合評価一般競争入札、契約の金額は26億8,840万円、契約の相手方はカナデビア・みなと特定建設工事共同企業体、代表企業が宮城県仙台市のカナデビア株式会社東北支社でございます。それから、工事の構成員が酒田市浜松町、株式会社みなとでございます。工期は契約締結の日から令和10年9月30日まででございます。

議第9号資料に仮契約書がございますので、ご覧ください。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

~~~~~

◎ 質 疑

○田中 斉議長 これより質疑を行います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中 斉議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

~~~~~

◎ 討 論

○田中 斉議長 これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中 斉議長 ないようですので、討論を終結いたします。

~~~~~

◎ 採 決

○田中 斉議長 これより日程第9、議第9号 請負契約の締結について（汚泥再生処理センター建設工事）を採決いたします。

お諮りいたします。議第9号は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田中 斉議長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり決しました。

~~~~~

◎ 閉 会

○田中 斉議長 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和7年第2回酒田地区広域行政組合議会8月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後3時39分 閉 会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年8月28日

|                |   |   |     |
|----------------|---|---|-----|
| 酒田地区広域行政組合議会議長 | 田 | 中 | 齊   |
| 酒田地区広域行政組合議会議員 | 後 | 藤 | 啓   |
| 酒田地区広域行政組合議会議員 | 安 | 藤 | 浩 夫 |
| 酒田地区広域行政組合議会議員 | 進 | 藤 | 晃   |